

大和川河川空間のオープン化

～都市・地域再生等利用区域の指定による

河川空間の賑わいづくり～

大和川河川空間の
オープン化の
詳細はこちら

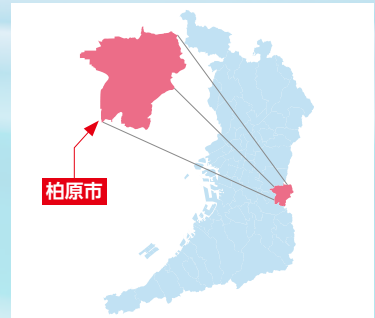


柏原市では、人口減少や商工業の低迷といった課題に対処するためのまちの活性化が不可欠で、「第5次柏原市総合計画」などに大和川を活かしたまちづくりを位置づけ、その取組を進めています。

市役所前の河川敷は市民の憩いの場となっており、趣味や娯楽の場として利用されています。これに加えて地域の拠点として最大限に活用し、多様な活動を展開して市全体の活性化にもつなげる必要があります。具体的には、「ヒト」や「モノ」「コト」との出会いを提供する拠点として機能させ、イベントを通じて新しいライフスタイルや社会の取組について情報を発信する、環境問題や教育、スポーツなどのテーマで賛同者を増やしていく、などです。

大和川周辺が魅力的な拠点となり、河川敷や市街地に人が集まり、訪れたい住んだりしたくなるような活気あるまちになることをめざしています。

このようなことから、市役所や市役所前の河川敷を中心に「川の賑わい」として、都市・地域全体の再生と活性化のために、大和川周辺を賑わいの拠点とする河川空間のオープン化が必要となったものです。



河川空間のオープン化とは

河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地を賑わいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、平成23(2011)年度に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、「都市・地域再生等利用区域」を指定して、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能としたものです。

オープン化が適用される要件

- ・河川敷を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- ・通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- ・都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に関すること。

占用許可が可能な施設

広場、イベント施設、遊歩道、船着場、前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

対象エリア

大和川右岸大和川河川敷緑地公園とその周辺区域(柏原市安堂地先)

これまでの経過

河川空間のオープン化に向けて、令和3(2021)年以降、地域の意見を調整する協議会を開催し、また、大和川の河川区域で社会実験イベントを計16回開催して約5万人を集客するなど、地域の賑わいづくりに取り組んできました。

その後、市からの要望を受け、近畿地方整備局が管内の直轄管理河川で初めてとなる、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定(河川空間のオープン化)を、令和5(2023)年11月1日付けで行いました。指定されたことにより、市が占用主体となり、使用契約を締結した事業者等を通じて多様なイベントなどを開催することが可能になります。

